

米国の外国口座税務コンプライアンス法と我が国の対応

国立国会図書館 前 調査及び立法考査局
財政金融課 重田 正美

目 次

はじめに

I 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）の成立と経緯

- 1 適格仲介者（QI）制度の概要
- 2 UBS 事件と FATCA の成立
- 3 FATCA の概要

II FATCA の適用に対する各国の対応

- 1 FATCA 適用のモデルケース
- 2 各国・地域の対応

III FATCA の現状と多国間の税務情報交換の動向

- 1 FATCA の適用延期と諸規則の変更
- 2 FATCA の適用状況
- 3 OECD、G20 における自動的情報交換に向けた動き

おわりに

要 旨

- ① 経済のグローバル化に伴い、企業や個人の海外取引や海外資産の保有・運用形態は複雑化・多様化しており、同時に多国籍企業や富裕層の租税回避行為が世界的に問題となっている。各国の税務当局や OECD（経済協力開発機構）、G20 などにおいては、このような国際的な脱税および租税回避行為（BEPS）に対処するために協力していこうとする機運が高まっている。本稿では、租税回避行為への近年の国際的対応について、米国で制定された「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」を軸に検討する。
- ② FATCA は、米国外の金融機関（FFI）が内国歳入庁（IRS）と契約（FFI 契約）を結ぶことで、当該 FFI の米国内口座情報を IRS に提供することを規定している。さらに、FATCA は当該 FFI に対し、情報提供に不同意な口座や FFI 契約を締結しない FFI（不参加 FFI）の口座に対する米国源泉所得の支払について、30% の源泉徴収を行い IRS に納付することや当該口座の閉鎖を求めている。FATCA は、米国の納税者が資産を海外に移転することで租税回避行為を行うことを防ぐための法律であるが、その影響は日本を含めた米国外のすべての金融機関に及ぶものである。
- ③ FATCA の制定をきっかけとして、各国の税務当局が連携して税務情報を交換し合う「自動的情報交換」の導入が、米国との間だけでなく多国間に広がっている。OECD 租税委員会は、自動的情報交換の導入のための国際基準の策定に着手している。OECD が策定した共通報告基準（CRS）による自動的情報交換制度は、2017 年からの適用が予定されている。
- ④ 我が国は FATCA の適用に際し、日米当局間で交渉を重ね、2012 年に日米共同声明、2013 年に日米当局間声明を公表した。日本の金融機関はこれらの声明に基づいて FATCA 導入のための対応を進めている。一方、OECD の自動的情報交換制度の日本国内への導入についても、必要な法整備が進められている。我が国は今後も国際的な脱税・租税回避に対する各国政府や国際機関の取組とその動向を注視し、それらに適切に対処していく必要がある。

はじめに

経済のグローバル化に伴い、企業や個人の外国取引や外国資産の保有・運用形態は複雑化・多様化しており、同時に多国籍企業や富裕層の租税回避行為（Base Erosion and Profit Shifting: BEPS）⁽¹⁾が世界的に問題となっている。各国の税務当局や OECD（経済開発協力機構）、G20 などにおいては、こうした動きに対応し、BEPS に対処するために協力していこうとする機運が高まっている。2008 年のリーマンショックに伴う世界金融不安、続く欧州債務危機後に各国の財政収支が悪化し、所得格差が拡大する中で、各国とも、より公平で適正な課税を実現する政治的な要請が高まったこともその背景の 1 つと考えられる。

このような動きの中で、OECD 租税委員会（Committee on Fiscal Affairs）⁽²⁾は、2012 年 6 月に BEPS プロジェクトを立ち上げ、多国籍企業等の租税回避に対応するため既存の国際課税ルールを抜本的に見直すこととした。2013 年 7 月には、15 項目からなる BEPS 行動計画⁽³⁾が採択され、同月、モスクワでの G20 財務大臣・中央銀行総裁会議で公表された。この行動計画に基づいて、OECD および関係諸国は 2015 年末を目途に国内の法整備などの具体的な検討を進めている。

また OECD 租税委員会は、税に関する税務当局間の情報交換についての国際基準作りにおいても一定の実績をあげている。既に 2002 年には、OECD モデル租税情報交換協定（OECD Agreement on Exchange of Information on Tax Matters）⁽⁴⁾を策定し、2005 年には OECD モデル租税条約（OECD Model Tax Convention）⁽⁵⁾第 26 条の改訂において、金融機関機密情報であること、または自国に課税上の利益がないことを理由に「要請に基づく税情報の提供」を拒んではならない、との基準を新たに導入した⁽⁶⁾。2009 年 4 月の G20 ロンドンサミットでは、税務当局間での納税者情報（金融機関機密情報を含む）の交換に関する国際基準を各国が採用することが確認された⁽⁷⁾。これを受けて 2009 年 9 月に、OECD は「(税の透明性と情報交換に関する) グローバル・フォーラム」⁽⁸⁾を拡充し、タックスヘイブンを含む各国の情報交換の法制と執行の両面からピア・レビュー（相互審査）⁽⁹⁾を行うことを決定し、

* 本稿のインターネット資料の最終アクセス日は 2015 年 5 月 19 日である。

- (1) 一般的には「多国籍企業等が、グループ関連者間における国際取引により、その所得を高課税の法的管轄から無税又は低課税の法的管轄に移転させることで国際的三重非課税を生じさせるもの」のこと（居波邦泰「「税源浸食と利益移転（BEPS）に係る我が国の対応に関する考察」（中間報告）」『税大ジャーナル』23 号, 2014.5, p.131. <https://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/journal/saisin/260228_inami.pdf>）。我が国の政府税制調査会においても、BEPS を巡る議論は、国際課税ディスカッショングループが検討対象としている主要テーマの 1 つである。
- (2) OECD は、租税委員会を中心に、OECD モデル租税条約、OECD 移転価格ガイドライン等の国際協調が重要な分野における共通の課税ルールを整備するとともに、各国の有する知見や経験の共有化を図っている。租税委員会では、租税政策および税務行政上の様々な課題について検討部会が組織され、各国税務当局の専門家同士による意見交換が行われている。
- (3) OECD, *Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting*, Paris: OECD Publishing, 2013. <<http://www.oecd.org/ctp/BEPSActionPlan.pdf>>
- (4) OECD, *Agreement on Exchange of Information on Tax Matters*, 2002.4. <<http://www.oecd.org/ctp/harmful/2082215.pdf>>
- (5) OECD モデル租税条約とは、OECD 租税委員会が作成する 2 国間租税条約のひな型である（OECD, *Model Tax Convention on Income and on Capital*, Condensed Version 2005, OECD Publishing, 2005）。
- (6) 伊藤剛志「国家間の課税目的の情報交換の発展」中里実ほか編著『クロスボーダー取引課税のフロンティア』有斐閣, 2014, pp.58-75.
- (7) 浅川雅嗣「OECD における BEPS と自動的情報交換への取組み」『金融財政事情』65(44), 2014.11.24, pp.10-15.
- (8) グローバル・フォーラムは、税の情報交換に関する各国の法制度や執行状況についてのピア・レビューを行うため、OECD 加盟国と非加盟国を含む 100 以上の国・地域が参加する組織である。

2010年3月から審査作業を開始している。

このような課税目的の情報交換に関する国際社会の潮流は、日本の租税条約締結に際しての姿勢にも影響を与えている。日本は、OECDモデル租税条約第26条の2005年改訂に対応し、2005年以降に行われた租税条約の新規の締結や既存条約の改正⁽¹⁰⁾において、自国の課税利益による制限条項の撤廃⁽¹¹⁾、金融機関保有情報を取得する税務当局権限の確保などの規定を導入するようになっている。また、2013年10月1日には、多国間の枠組みである「税務行政執行共助条約」(平成25年条約第4号)が日本において発効した。同条約は、主として、①締約国における情報交換、②租税債権の徴収の支援(徴収共助)、③要請による文書送達(送達共助)を定める条約であり、2国間租税条約がない国との間の課税目的の情報交換を行うことも、同条約に基づき可能となった⁽¹²⁾。

一方で、2008年に生じたUBS事件(I-2参照)等を契機に、外国の金融機関を利用した自国の居住者の租税回避や脱税に関する懸念が高まった。これまでの「要請に基づく情報交換」の基準策定から一歩進んで、「自動的情報交換」の基準作りに対し、各国の関心が強まってきたのである。この流れを決定づけたのが、米国の「外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act of 2009: FATCA)」の制定である。FATCAは、米国人が外国口座を使って租税回避することを防止する法律であるが、我が国を含む各国に米国人の銀行口座情報等の提供を求めている。同法をきっかけに、多国間で自動的に口座情報を交換する仕組みを作る機運が高まり、OECDにおいて新たな基準が策定され、各国は2017年から2018年にかけて自動的情報交換の基準の導入を目指している。

本稿では、個人所得の租税回避に対する最近の国際的対策の動向について、FATCAを軸に検討する。最初にIにおいてFATCAの成立の経緯と概要を述べ、次いでIIにおいて同法に対する我が国を含めた各国の対応について概説し、引き続きIIIでFATCAを契機として策定されたOECDの自動的情報交換制度の整備状況、さらに同制度への我が国の対応の方向性について整理して論じる。

I 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)の成立と経緯

米国のバラク・オバマ(Barack Obama)大統領は2010年3月18日、米国内の雇用促進のため、追加雇用対策法(Hiring Incentives to Restore Employment Act)⁽¹³⁾に署名した。同法には、失業者を雇用する企業に対する減税措置のほか、高速道路の建設促進や学校建設の助成など雇用促進のための税制優遇措置等が盛り込まれている。また、これらの条項の実施に要する歳出を賄うため、同法には米国外の金融資産に関し包括的な源泉徴収および報告義務を課す、外国口座税務コンプライアンス

(9) ピア・レビューは、グローバル・フォーラム内の作業グループで行われる。各国の税の情報交換に関する国内法制面と執行面での整備状況を審査し、審査報告書を公表している(OECD, "About the Global Forum." <<http://www.oecd.org/tax/transparency/abouttheglobalforum.htm>>)。

(10) 新規の条約締結の例としては「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約」(平成20年条約第13号)、既存条約の改正例としては「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書」(平成19年条約第18号)などが挙げられる。

(11) 同条項の撤廃により、自国に課税上の利点がないという理由で、締結相手国側の要請を拒むことができないこととなった。

(12) 伊藤 前掲注(6), p.62. 税務行政執行共助条約の詳細については「税務行政執行共助条約に署名しました」2011.11.4. 財務省HP <http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/sy231104g20.htm> が詳しい。

(13) P.L.111-147, 124 Stat.71.

法 (FATCA) の規定が盛り込まれた。具体的には、1986 年内国歳入法 (The Internal Revenue Code of 1986) に第 4 章を新設し、米国外のすべての外国金融機関 (Foreign Financial Institution: FFI) に対して、一定の条件を満たす特定米国人 (Specified United States person)⁽¹⁴⁾ が保有する口座の情報を、米国の税務当局である内国歳入庁 (Internal Revenue Service: IRS) に報告するよう求めるとしている⁽¹⁵⁾。

FATCA は米国の納税者が資産を外国に移転することによる租税回避を防止するための規定であるが、その影響は日本を含めた米国外のすべての金融機関に及ぶものである。

1 適格仲介者 (QI) 制度の概要

米国は他の先進諸国に比べて、連邦レベルでは所得課税の比率が高い⁽¹⁶⁾。また、米国の所得課税制度は、原則として、米国人および米国居住外国人の世界各国における所得について課税した上で (全世界所得課税制度)、外国において課税された所得について税額控除を行う制度 (外国税額控除) を採用している。このため、米国は、外国に保有する米国民口座を通じて所得を得ている米国人を把握した上で、適切に所得課税を行う必要性が高いといえる⁽¹⁷⁾。

米国人が米国民口座を通じて行う米国投資の捕捉や、外国人および外国法人の投資家に適切な源泉徴収税を課すため、「適格仲介者 (Qualified Intermediary: QI) 制度」が 2001 年 1 月から施行されている⁽¹⁸⁾。適格仲介者制度は、IRS と適格仲介者契約を締結した米国外の金融機関等⁽¹⁹⁾ に対し、米国源泉の FDAP 所得 (Fixed, Determinable, Annual, Periodical Income. 利子・配当・賃貸料・給与・年金・報酬その他の定期定額所得のこと) に関する報告および源泉徴収義務を負わせる制度である。ただし、当該外国金融機関は源泉徴収義務者である米国金融機関等⁽²⁰⁾ に対して、自行が適格仲介者 (QI) である旨を提示し、源泉徴収に必要な書類 (源泉徴収証明書等) を提供すれば、その米国金融機関等に自行の顧客 (口座保有者) の詳細な個人情報等を開示する必要はなく、源泉徴収を行う必要もない。この場合、その米国金融機関が FDAP 所得の支払時点で当該口座保有者に対し、QI から提供された情報に基づいて源泉徴収を行い、IRS に納付することになる。

適格仲介者制度については、外国に送られる米国源泉所得に関して、適格仲介者契約を締結した

(14) 特定米国人とは、米国人 (United States person) のうち、上場法人、非課税組織、州政府等財務省が別途規定した者以外の者のことを指す。詳細については I-3 (4) 参照。

(15) 内国歳入法第 1471-1474 条。以下、FATCA の規定は内国歳入法に新設された第 1471 条から第 1474 条のことを指す。

(16) 所得課税が税収に占める割合は日本は 51.3% (2010 年度)、ドイツは 47.1% (2010 年)、米国は 58.6% (2010 年) である (「所得・消費・資産等の税収構成比の国際比較 (国税+地方税)」財務省 HP <http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/016.htm>)。

(17) 武井一浩ほか「米国 FATCA 法が金融実務に与える影響 第 1 回 FATCA 法とは」『金融法務事情』1927 号, 2011.8.10, pp.4-7。

(18) 内国歳入法第 3 章第 1441-1443 条に規定する米国非居住外国人と外国法人に対して支払われる米国源泉所得に対する源泉徴収制度に対する米国財務省規則 (26C.F.R. § 1.1441-1(e)(5)(ii)) に基づく源泉徴収・報告制度のこと。適格仲介者制度の概要については、田中良「全世界所得課税確保のための海外金融資産・所得の把握手法：米国の適格仲介人 (QI) レジーム・FATCA レジームの展開」『金融研究』30(4), 2011.10, pp.313-379. <<http://www.imes.boj.or.jp/research/papers/japanese/kk30-4-9.pdf>> が詳しい。

(19) 米国外の金融機関および米国外のクリアリング (証券決済) 機関 (米国支店または米国営業所を除く)、米国金融機関の外国支店または外国事務所等が該当する。

(20) なお、証券の発行体である米国企業等も源泉徴収義務者であるが、証券発行体から米国金融機関への支払は、米国人への支払と扱われ、原則的に源泉徴収を要しない (26C.F.R. § 1.1441-1(b)(2)(ii))。したがって、適格仲介者制度における源泉徴収義務者は主として米国金融機関が想定されており、FATCA における源泉徴収義務者 (I-3 (1) 参照) に比べて対象が限定されている。

米国外金融機関が源泉徴収を行い IRS に報告することで IRS が米国外の税務情報を得ることができるといった肯定的な評価がある⁽²¹⁾。ただし同制度では、国外源泉所得のみを得ている米国人の口座については捕捉できない、外国法人を通じて所得を実質的に得ている米国人の把握に限界があるといった問題点も指摘されている⁽²²⁾。さらに、次項で述べるスイスの UBS 銀行が絡んだ事件に関連して、適格仲介者制度の不備が租税回避のために利用されていたことも明らかになっている⁽²³⁾。

2 UBS 事件と FATCA の成立

UBS 事件⁽²⁴⁾は、2008 年 5 月に、スイスの大手銀行であり米国と適格仲介者契約を締結している UBS 銀行の行員が、適格仲介者制度の不備に乗じて、米国人顧客を実質的な受益者とする会社を米国以外の国に設立することを幫助し、当該会社を UBS 銀行の口座保有者として、米国人顧客の米国源泉所得を当該会社に送金し、当該会社から米国人顧客が収入を得る形をとることで、顧客の脱税を促していたことが明るみになったものである。UBS 事件をきっかけに、米国とスイスの間で法的・政治的な対立が生じたが、この問題の解決を図るため、2009 年 8 月 19 日、両国間で議定書が締結された⁽²⁵⁾。同議定書により、UBS 銀行はスイス政府を通じて約 4,450 人の顧客情報を米国政府に開示することとなった。その後もスイス政府は、米国当局による UBS 以外の銀行に対する脱税幫助の捜査を受けて、米国への口座情報の提供に応じるように制度の運用を変更している⁽²⁶⁾。

UBS 事件をきっかけに、適格仲介者制度についていくつかの重要な問題点が指摘され、対策案が提唱された。その主な内容は以下のとおりである⁽²⁷⁾。

- ① 国外源泉所得のみを得ている米国人顧客の口座についても報告の対象とする。
- ② 実質的に米国人に保有されている外国法人の口座についても報告の対象とする。
- ③ 適格仲介者 (QI) が本人確認ルールに基づいて入手したすべての情報は、顧客属性の決定 (米国人であるかどうか) のために用いる (適格仲介者は、入手した情報を故意に隠蔽してはならない)。
- ④ 適格仲介者契約を締結していない金融機関 (NQI) を通じた租税回避を防止する。

FATCA の導入は、適格仲介者制度の上記のような対策案を踏まえ、米国外の金融機関 (FFI) に対して、口座保有者に係る確認・精査手続を実施し、米国人の関係する口座情報の米国当局への報

(21) 米国会計検査院 (Government Accountability Office: GAO) の報告書 (“TAX COMPLIANCE: Qualified Intermediary Program Provides Some Assurance That Taxes on Foreign Investors Are Withheld and Reported, but Can Be Improved,” 8-99, 2007.12.19, pp.33-34. <<http://www.gao.gov/new.items/d0899.pdf>>) など。

(22) 例えば米国合同租税委員会 2009 年 9 月 14 日付の合同報告書 (“Description of Revenue Provisions Contained in the President’s Fiscal Year 2010 Budget Proposal Part Three: Provisions Related to the Taxation of Cross-Border Income and Investment,” JCS-4-09, 2009.9.14, pp.164-165. <<https://www.jct.gov/publications.html?func=startdown&id=3579>>) など。

(23) 米国合同租税委員会 2009 年 3 月 30 日付の合同報告書 (“Tax Compliance and Enforcement Issues with Respect to Offshore Accounts and Entities,” JCX23-9, 2009.3.30, pp.31-34. <<http://www.jct.gov/x-23-09.pdf>>) など。同委員会の 2009 年 9 月 14 日付の合同報告書 (*ibid.*) でも、UBS 事件と適格仲介者制度の問題点について指摘がある。

(24) UBS 事件の詳細については、2009 年 3 月 30 日付の米国合同租税委員会報告書 (*ibid.*) と、増井良啓「租税条約に基づく情報交換：オフショア銀行口座の課税情報を中心として」『金融研究』30(4), 2011.10, pp.253-311. <<http://www.imes.boj.or.jp/research/papers/japanese/kk30-4-8.pdf>> 等が詳しい。

(25) IRS, “Settlement Agreement,” 2009.8.19. <http://www.irs.gov/pub/irs-drop/bank_agreement.pdf>

(26) 「スイス銀、消える秘密主義」『日本経済新聞』2014.8.19, 夕刊; 高田昌孝「スイスの税務行政及び税制の概要」『税大ジャーナル』21 号, 2013.6, p.206. <<https://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/backnumber/journal/21/pdf/10.pdf>>; 吉村政穂「国際課税における金融口座情報の共有体制の確立」金子宏ほか編『租税法と市場』有斐閣, 2014, pp.532-542.

(27) 田中 前掲注(18), pp.334-335.

告と開示を求めたものである。なお、内国歳入法は適格仲介者制度（同法第3章）を存続させた上で、新たに源泉徴収に関する規定としての FATCA（同法第4章）を導入している。新たに導入された FATCA は、適格仲介者制度と比べて米国人の米国外口座の情報をより幅広く集めて IRS に報告することで納税者、特に富裕層の外国金融資産の透明性の向上を図り、税の徴収漏れを防ぐことが期待されている（米国会計検査院（GAO）の試算によれば、2006 課税年度（2006 年 1-12 月）の税収全体に対するタックス・ギャップ⁽²⁸⁾は 3850 億ドルとされる⁽²⁹⁾）。

しかし、当然ながら FFI に対して米国の主権が及ぶことはなく、米国当局が FFI に対して FATCA に規定するような報告や開示を直接的に強制できるわけでもない。そこで、FATCA では、当該金融機関が IRS と FFI 契約を締結しない場合に、米国の主権が及ぶ米国企業等が FFI に対して行う利子・配当等の一定の支払に対して源泉徴収を行うという不利益を組み合わせることで、FFI が米国当局に当該口座情報の提供を行うよう仕向ける仕組みになっている。

3 FATCA の概要

(1) FFI への支払に関する源泉徴収等の取扱い

米国外金融機関（FFI）への米国企業等からの源泉徴収可能な支払（withholdable payment）⁽³⁰⁾に対する取扱いは、内国歳入法第 1471 条 a 項に規定がある。すなわち、米国企業等は、FFI に対して源泉徴収可能な支払（利子や配当等）を行う際に、30% の源泉徴収課税が IRS によって課される。ただし、当該 FFI が IRS と契約（FFI 契約）を締結し、当該 FFI およびその拡大関連者グループ（Expanded Affiliated Group. 以下「FFI グループ」という。）⁽³¹⁾に属するすべての口座に関して、米国民口座を特定する確認手続を行い、IRS へ報告する義務を負うなどの一定の条件を満たした場合には、当該 FFI に利子や配当等を支払っている米国企業等に対する 30% の源泉徴収が免除される（内国歳入法第 1471 条 b 項第 1 号 (A)-(D)）。一方、当該 FFI が保有する情報提供に不同意な口座（非協力口座）に関しては、IRS は当該 FFI に対して、非協力口座の源泉徴収可能な支払から原則として 30% の源泉徴収を行うか、または当該口座の閉鎖を求めている（内国歳入法第 1471 条 b 項第 1 号 (F) (ii)）。源泉徴収された税額は IRS に送付される（図 1）。

報告対象となる口座は、FFI の口座だけでなく、FFI グループのメンバーであって「FFI 契約を締結していない外国金融機関（不参加 FFI）」の口座も含まれている。このため、FFI 契約による報告義務の範囲は非常に大きなものとなる。

なお、口座保有者が、外国政府、その諸機関、国際機関、中央銀行、その他米国財務省が特定する者（一定の条件を満たす米国外退職年金基金など）に該当する場合は、FFI 契約の締結の有無にかかわらず、30% の源泉徴収という規定は適用されない（内国歳入法第 1471 条 f 項）。

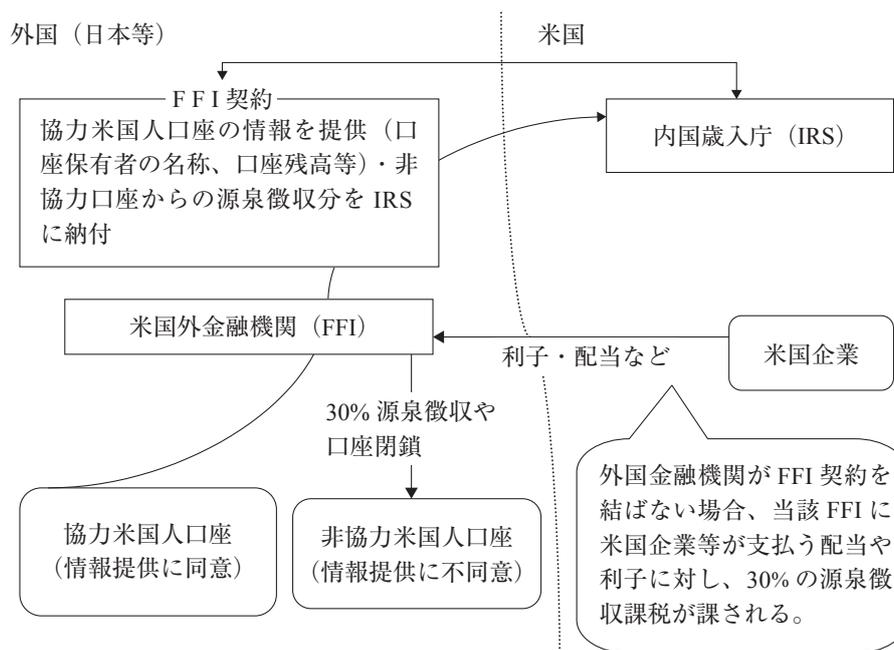
(28) 租税法令に従い納付されるべき税額と、現実に期限内に納付された税額の差額。

(29) GAO, "Foreign Account Reporting Requirements," 12-484, 2012.4, p.1. <<http://www.gao.gov/assets/600/590142.pdf>>

(30) 「源泉徴収可能な支払」とは、①米国源泉の利子、配当、賃貸料、給与、年金といった FDAP 所得だけでなく、②米国源泉の配当または利子を生み出す資産の売却または処分に伴う総支払額および③米国金融機関の外国支店が支払う預金利子も含まれる。QI 制度に比べて広範な支払が源泉徴収の対象となっている（内国歳入法第 1473 条第 1 項）。

(31) 内国歳入法第 1471 条 e 項第 2 号の規定によれば、議決権等において 50% 超の資本関係にあるものを指す。外国法人もこれに含まれ、パートナーシップその他の法人以外の事業体に関しても、関連会社グループのメンバーに 50% 超を所有されている場合には、拡大関連者グループに含まれる。

図1 FATCAの概要



(注) 外国金融機関 (FFI) が IRS との間で FFI 契約を締結すると、口座残高に応じて、当該 FFI が保有する口座の名義人が米国人であるかどうかを確認し、米国人であるとの情報が得られた場合は IRS に対して報告する必要がある (この場合、協力米国民口座に対する IRS からの要請に基づく源泉徴収は免除される)。米国人かどうかを確認する情報の提供を拒否した口座は非協力米国民口座として扱われ、当該 FFI が 30% の源泉徴収を行うことや当該口座を閉鎖することが求められる。源泉徴収された税額は IRS に納付される。
 (出典) 財務省「税制調査会 (国際課税 DG ③) [自動的情報交換について]」(税制調査会第 3 回国際課税ディスカッショングループ資料) 2014.4.4. 内閣府 HP <http://www.cao.go.jp/zeicho/gijiroku/discussion1/2014/_icsFiles/afildfile/2014/04/03/26dis13kai8.pdf> を基に筆者作成。

(2) FFI の範囲

FATCA の対象となる FFI は、外国事業体 (foreign entity) である金融機関 (financial institution) と定められている (内国歳入法第 1471 条 d 項第 4 号)。外国事業体とは、米国税法上の米国人 (United States person) 以外の事業体である (内国歳入法第 1473 条第 5 項)。金融機関は次の 3 つのタイプの 1 つまたは複数に該当する事業体とされている。

- ① 銀行業またはこれに類似する事業の通常の過程において預金を受け入れる事業体 (内国歳入法第 1471 条 d 項第 5 号 (A)、日本では銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、系統金融機関などが該当)
- ② その事業の実質的な部分で、第三者の勘定で金融資産を保有している事業体 (内国歳入法第 1471 条 d 項第 5 号 (B)、日本では証券会社や信託会社などが該当)
- ③ 証券・債券・商品等に関する投資業、再投資業またはトレーディング業に主として従事する事業体 (内国歳入法第 1471 条 d 項第 5 号 (C)、日本では、投資顧問会社や、投資事業有限責任組合などが該当)

上記のほか、2013 年 1 月 17 日に公表された米国財務省規則 (TD9610)⁽³²⁾ においては、「特定保険会社 (終身生命保険契約または年金保険契約を発行する、または、支払を行う義務のある保険会社 (または保険持株会社))」も FFI の対象とされた⁽³³⁾。

⁽³²⁾ Department of the Treasury and IRS, "Regulations Relating to Information Reporting by Foreign Financial Institutions and Withholding on Certain Payments to Foreign Financial Institutions and Other Foreign Entities," TD9610, 2013.1.17. <<http://www.irs.gov/PUP/businesses/corporations/TD9610.pdf>>

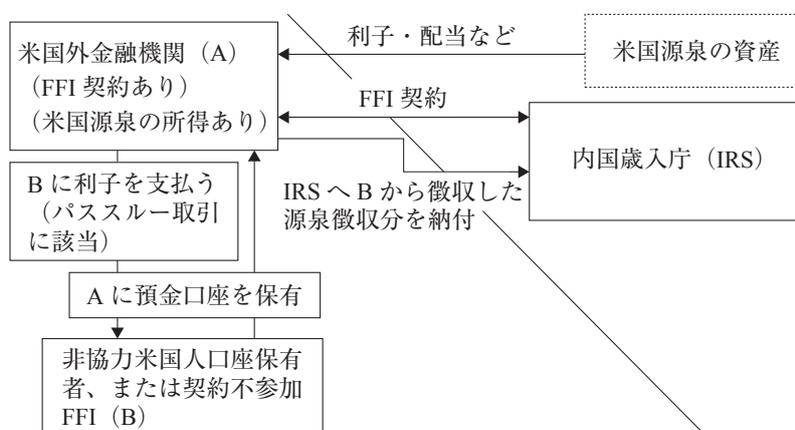
(3) FFI 契約の概要

FFI 契約を締結した米国外金融機関 (FFI) は、以下の項目を行うことが求められる。

すなわち、FFI は、自行に開設されている口座について、必要な情報を入手して米国民口座の特定を行い、米国当局 (財務省・IRS) が定める確認・精査手続 (due diligence) や検査に従い、米国当局に毎年報告を行うこと (米国民口座に関する報告義務) を要求される。さらに FFI は、非協力口座保有者 (Recalcitrant Account Holder)⁽³⁴⁾ または FFI 契約を締結していない米国外金融機関に対するパススルー支払 (Passthru Payment)⁽³⁵⁾ について、当該 FFI が源泉徴収義務者として 30% の源泉徴収課税を行い、その額を IRS に納付することも求められている (図 2)⁽³⁶⁾。

FFI 契約の主要項目の概要は、以下のとおりである。

図 2 パススルー支払の概要



(注) パススルー支払は、他の金融機関等を通じて、間接的に米国源泉の資産に投資している場合等に生じる。

上図の場合、FFI 契約を結んでいる米国外金融機関 A が、米国源泉の資産に投資し、利子・配当等の収入を得ている。A に口座を持っている B に利子を支払う場合、B への利払分には米国源泉の所得の一部が含まれるため、パススルー支払に該当する。したがって、A は、B の口座に支払った利子の元となる A の資産のうち米国源泉所得が含まれる割合に応じて、B に対し 30% の源泉徴収を行い IRS に納付する義務が課される。

(出典) 武井一浩ほか「パススルー支払」『金融法務事情』1933号, 2011.11.10, pp.27-31; IRS, “Supplemental Notice to Notice 2010-60 Providing Further Guidance and Requesting Comments on Certain Priority Issues Under Chapter 4 of Subtitle A of the Code,” Notice 2011-34, 2011.4.8. <<http://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-11-34.pdf>> を基に筆者作成。

(33) 26C.F.R. § 1.1471-5(e) (iv)

(34) 内国歳入法第 1471 条 d 項第 6 号に規定がある (米国民口座か否かを特定するための情報提供に応じない口座保有者、または氏名、住所、納税者番号の提供を行わない特定米国人である口座保有者、米国民口座の情報開示が当該国の法律において禁止されている場合にその権利放棄を行わない口座保有者)。

(35) 内国歳入法第 1471 条 d 項第 7 号に規定がある (他の金融機関等を通じて間接的に米国源泉の資産に投資している場合等が該当する)。詳細については IRS 通達 (Notice 2011-34, 2011-53 等) に記述がある (IRS, “Supplemental Notice to Notice 2010-60 Providing Further Guidance and Requesting Comments on Certain Priority Issues Under Chapter 4 of Subtitle A of the Code,” Notice 2011-34, 2011.4.8. <<http://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-11-34.pdf>>; *idem*, “Chapter 4 Implementation Notice, describes the timeline for the implementation of FATCA and discusses matters that will be addressed in regulations by Treasury and the IRS,” Notice 2011-53, 2011.8.8. <<http://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-11-53.pdf>>)。なお、内国歳入手続 (IRS, “FFI Agreement for Participating FFI and Reporting Model 2 FFI,” Revenue Procedure 2014-38, 2014.2.20. <<http://www.irs.gov/pub/irs-drop/rp-14-38.pdf>>) によれば、2017 年 1 月 1 日以前のパススルー支払については源泉徴収の対象としない、としている。

(36) 内国歳入法第 1471 条 b 項第 1 号

(i) 米国民口座の特定

米国民口座の特定に関する手続は、IRS 通達 (Notice) に規定されている⁽³⁷⁾。具体的には、FFI が保有する口座を 4 種類 (既存個人口座・新規個人口座・既存事業体口座・新規事業体口座)⁽³⁸⁾ に分類し、それぞれに詳細な手続が示されている⁽³⁹⁾。

(a) 既存個人口座

既存個人口座の確認手続は、図 3 のとおりである⁽⁴⁰⁾。この手続の中で、100 万ドル超の高額口座については、FFI 契約の発効後 1 年以内に、口座ファイル等を入念に精査し、さらに必要書類の提出を口座保有者に要求するなどの手段により、米国民口座であるかどうかを特定することが求められる。

なお、当初の IRS 通達 (Notice 2011-34)⁽⁴¹⁾ においては、プライベート・バンキング口座 (PB 口座) や残高が 50 万ドル以上の高額口座について極めて厳格な確認・精査手続を行うこととされていたが、米国財務省規則では、PB 口座といった概念を設けず、厳格な手続が必要となる口座残高を 100 万ドル超に限定している⁽⁴²⁾。

(b) 新規個人口座

新規個人口座の確認手続は、IRS 通達 (Notice 2010-60)⁽⁴³⁾ に示されている (図 4 参照)。

個人顧客の新規口座開設時には、当該口座が「特定米国人」であるか確認することが求められる。「特定米国人」とは、米国人 (United States person) のうち、上場法人、上場法人と同一の FFI グループ、非課税組織、合衆国およびその機関等、州政府およびその機関等、銀行、不動産投資信託 (REIT)、適格投資法人 (Regulated Investment Company)⁽⁴⁴⁾ 等米国財務省が別途規定したもの以外の者のことである (内国歳入法第 1473 条第 3 項)。特定米国人の範囲は、いわゆる米国市民に限らず米国永住権保有者および一定の米国居住者を含んでいる⁽⁴⁵⁾。

「米国人であることを示唆する情報」は、既存個人口座の場合と同じである。既に FFI に口座を

(37) IRS, "Notice and Request for Comments Regarding Implementation of Information Reporting and Withholding Under Chapter 4 of the Code," Notice 2010-60, 2010.9.13. <<http://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-10-60.pdf>>; *idem*, "Supplemental Notice to Notice 2010-60 Providing Further Guidance and Requesting Comments on Certain Priority Issues Under Chapter 4 of Subtitle A of the Code," *op.cit.*(35); *idem*, "Further Guidance on the Implementation of FATCA and Related Withholding Provisions," Notice 2014-33, 2014.5.2. <<http://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-14-33.pdf>> など。

(38) 既存口座は FFI 契約発効日までに開設されている口座のことであり、新規口座は FFI 契約発効日の翌日以降に開設された口座のことをいう。既存事業体口座と新規事業体口座も同様であり、当該口座を個人以外の者が保有しているものである。

(39) 以下の分類の詳細は、武井一浩ほか「米国 FATCA 法が金融実務に与える影響 第 4 回 既存個人口座の確認・精査手続」『金融法務事情』1935 号, 2011.12.10, pp.11-15; 同ほか「米国 FATCA 法が金融実務に与える影響 第 5 回 新規個人口座・既存事業体口座・新規事業体口座の確認・精査手続」『金融法務事情』1937 号, 2012.1.10, pp.29-33; 田中 前掲注(18), pp.343-347 に基づく。

(40) 個人口座の場合、2014 年 6 月 30 日時点で 5 万ドル以下の口座は確認不要とすることができる (Department of the Treasury and IRS, *op.cit.*(32), pp.13-15)。

(41) IRS, "Supplemental Notice to Notice 2010-60 Providing Further Guidance and Requesting Comments on Certain Priority Issues Under Chapter 4 of Subtitle A of the Code," *op.cit.*(35)

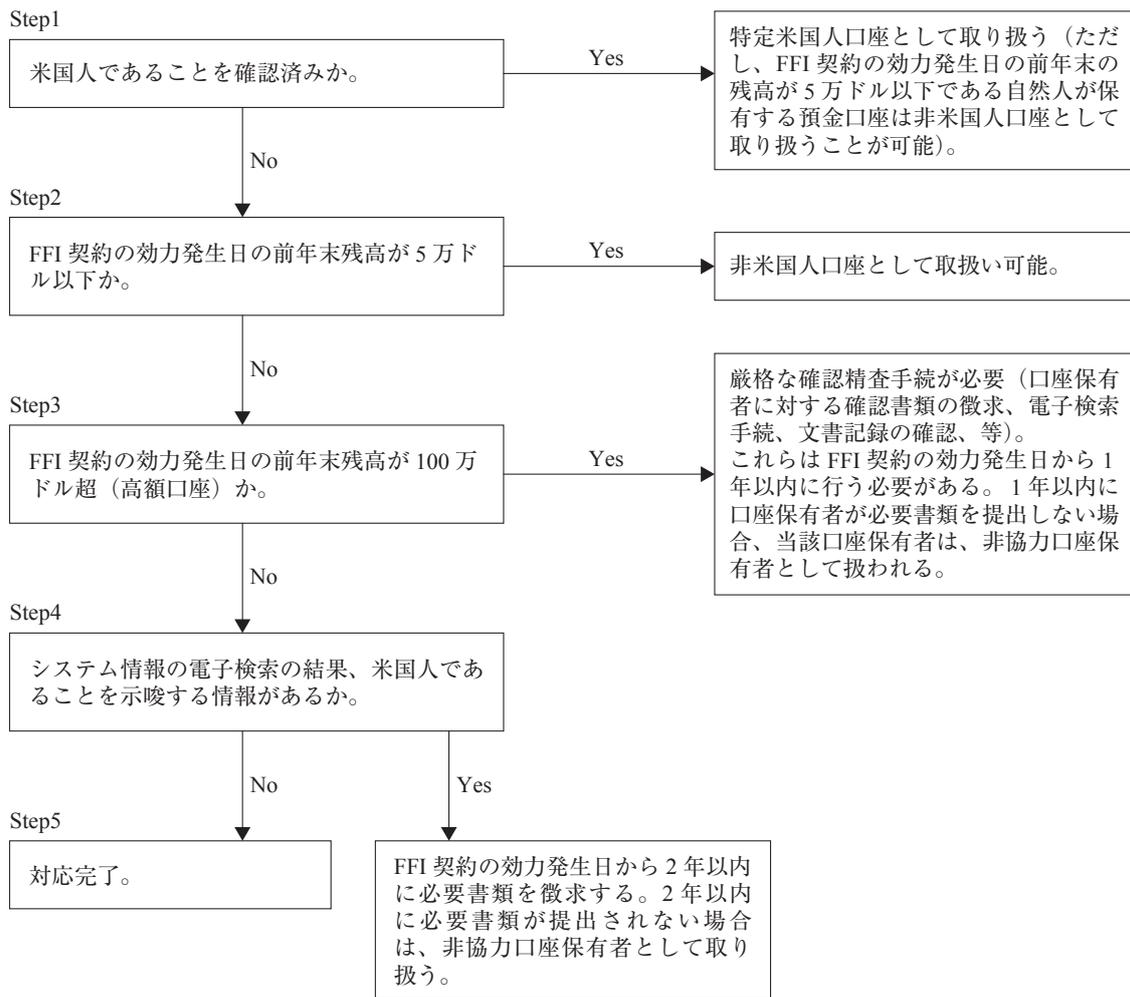
(42) 26C.F.R. § 1.1471-4(c)(3)(iii)

(43) IRS, "Notice and Request for Comments Regarding Implementation of Information Reporting and Withholding Under Chapter 4 of the Code," *op.cit.*(37)

(44) 資金をある特定の資産 (不動産など) に投資して運用することを目的として設立された法人のこと。日本では会社型投資信託が該当する。

(45) 例えば、日本国籍を保有していても駐在員など米国に居住しているような場合には特定米国人に該当する。

図3 既存個人口座の確認・精査の概要



(注) Step4において「システム上米国人であることを示唆する情報があるか」とは、電子的に検索可能な情報（日本の金融機関の場合は、顧客情報ファイルなど）の中に米国人であることを示唆する情報（例えば、現住所、出生地が米国であるとの情報や、米国への送金・米国からの入金の指示がなされていることなどの情報）があるか否か、ということである。FFIは、当該情報の有無を調査する必要がある。
 (出典) 武井一浩ほか「最新規則案における既存個人口座の確認・精査手続」『金融法務事情』1945号、2012.5.10、pp.76-79; KPMG ジャパン FATCA 検討チーム「既存顧客に対する確認手続（上）」『金融財政事情』65(21)、2014.6.2、pp.52-53; IRS, “Supplemental Notice to Notice 2010-60 Providing Further Guidance and Requesting Comments on Certain Priority Issues Under Chapter 4 of Subtitle A of the Code,” Notice 2011-34, 2011.4.8. <<http://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-11-34.pdf>>; Department of the Treasury and IRS, “Regulations Relating to Information Reporting by Foreign Financial Institutions and Withholding on Certain Payments to Foreign Financial Institutions and Other Foreign Entities,” *Federal Register*, 79(44), 2014.3.6. <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2014-03-06/pdf/2014-03967.pdf>> を基に筆者作成。

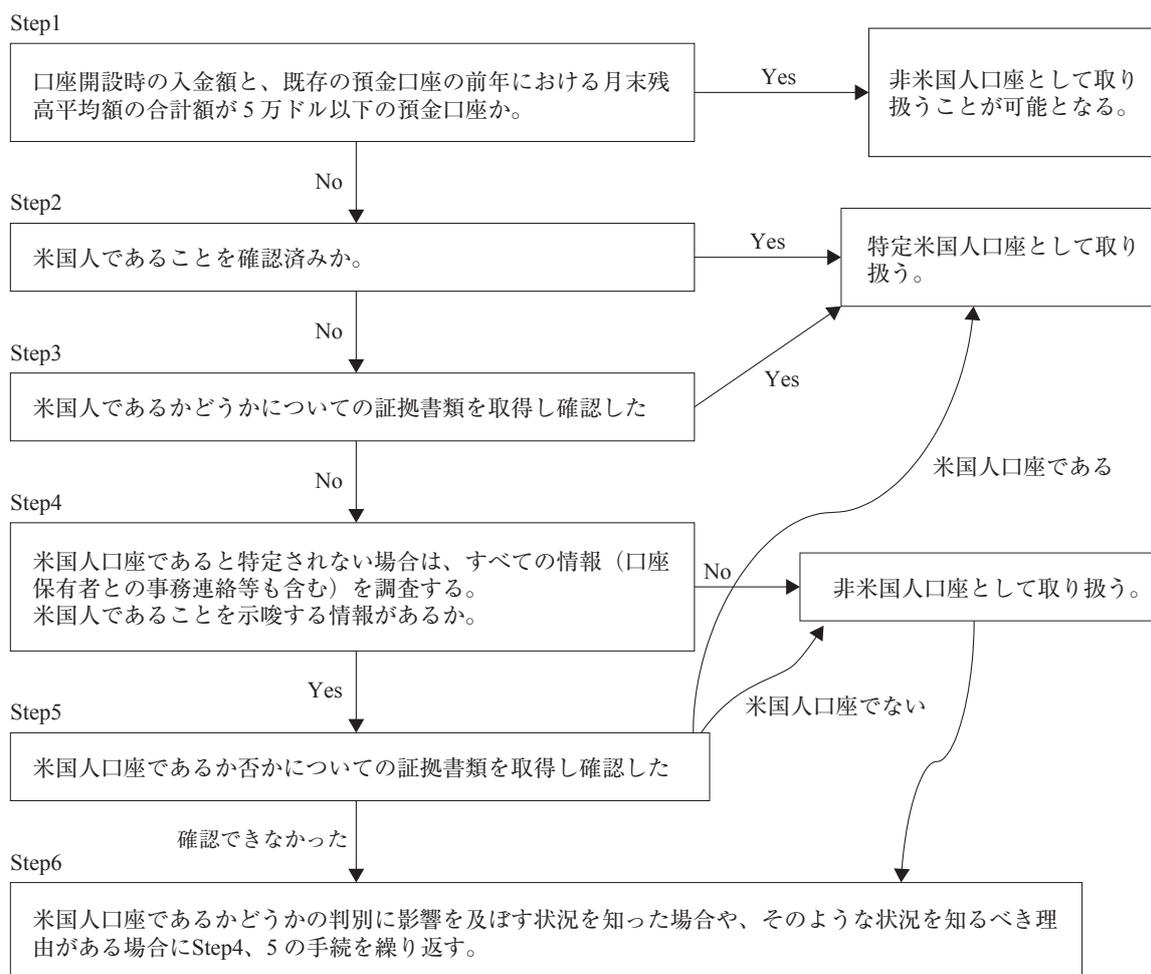
有している個人が FFI 契約の効力発生日以降に新たに開設する口座も、新規個人口座に含まれる。

(c) 既存事業体口座

既存事業体口座の確認・精査手続では、個人口座の場合と異なり、米国民口座かどうかを確認するだけでは不十分である。図5の Step3において、非米国民口座と区分された口座については、当該口座保有者が、FFI 契約を締結した FFI、みなし遵守 FFI（本項（4）参照）、不参加 FFI、免除事業体⁽⁴⁶⁾、金融機関ではない外国事業体（Non-Financial Foreign Entity: NFFE）⁽⁴⁷⁾等のうちのいずれかに該当するかを確認しなければならない。つまり、FFIは、当該口座保有者が、金融業以外の実体のある事業を行っているかどうかを調査する必要がある。なお、既存事業体の口座残高が25万ドル以下

(46) 政府機関（政府、行政機関、国際機関、中央銀行など）、非営利法人等。内国歳入法第1471条f項に規定されている。

図4 新規個人口座の確認・精査の概要



(出典) 武井一浩ほか「最新規則案における新規個人口座・既存事業体口座・新規事業体口座の確認・精査手続」『金融法務事情』1947号, 2012.6.10, pp.76-79; KPMG ジャパン FATCA 検討チーム「新規個人における口座確認手続 (上)」『金融財政事情』65(16), 2014.4.21, pp.52-53; 同「新規個人における口座確認手続 (下)」65(18), 2014.5.12, pp.52-53; Department of the Treasury and IRS, "Regulations Relating to Information Reporting by Foreign Financial Institutions and Withholding on Certain Payments to Foreign Financial Institutions and Other Foreign Entities," *Federal Register*, 79(44), 2014.3.6. <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2014-03-06/pdf/2014-03967.pdf>> を基に筆者作成。

の場合は報告対象外とすることができる⁽⁴⁸⁾。

(d) 新規事業体口座

新規事業体口座とは、FFI 契約の効力発生日以降に開設された口座で、個人以外の者が保有しているものである。新規事業体口座の確認・精査手続は、基本的には既存事業体口座と同様であるが、口座開設時に新たに情報や書類などを取得できることから、電子的に検索可能な情報に限らず、あらゆる情報を収集して口座保有者の特定を行わなくてはならない。

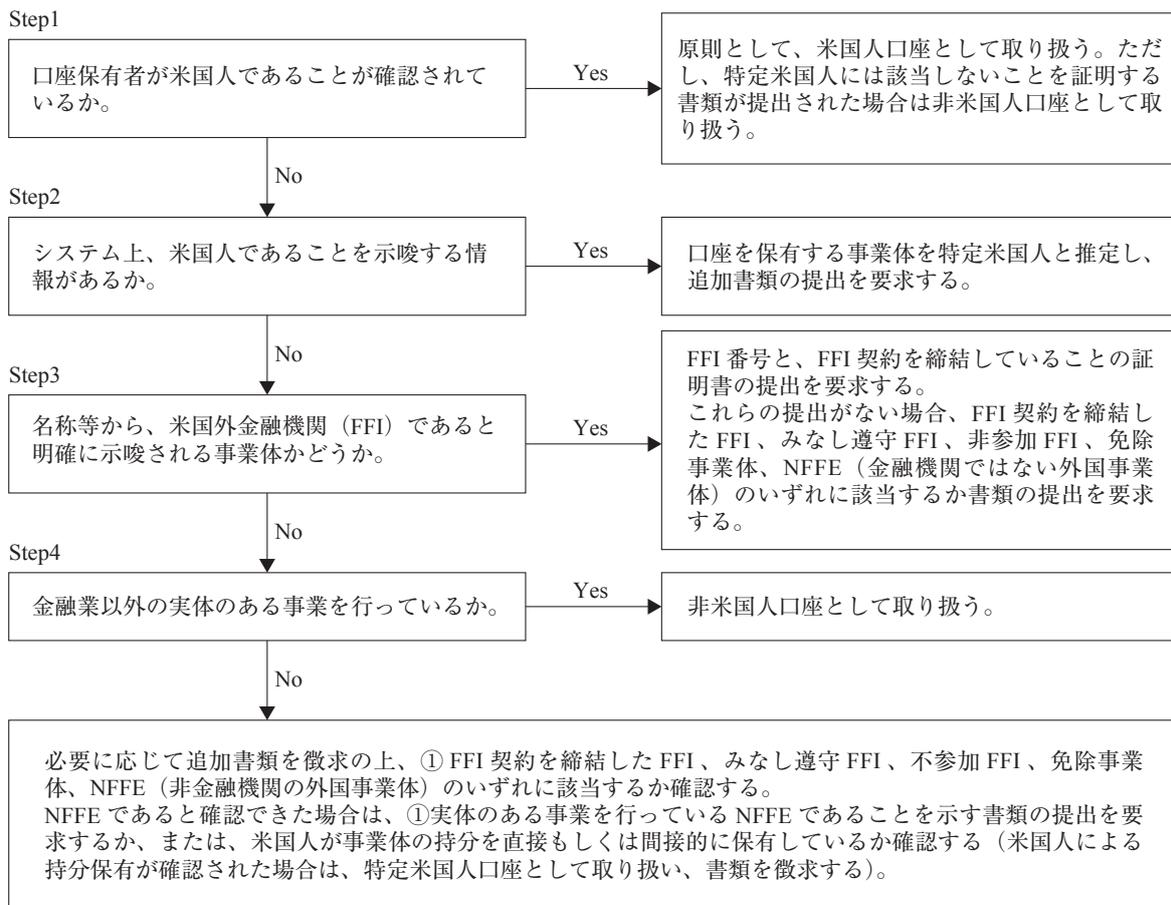
(ii) 米国民口座に関する報告

FFI 契約に基づき、FFI は IRS に米国民口座について1年に1度、報告を行うことが要求される。年次報告の対象となる情報は次のとおりである (内国歳入法第 1471 条 c 項第 1 号)。

(47) NFFE については、金融業以外の事業の実態 (active trade or business) があることを示す書類 (事業に利用される有形資産や従業員の雇用状況等を示す資料等) を確認し、当該口座を非米国民口座として扱う (内国歳入法第 1471 条 c 項)。

(48) Department of the Treasury and IRS, *op.cit.*(32), p.325.

図5 既存事業体口座の確認・精査の概要



（出典） 武井一浩ほか「新規個人口座・既存事業体口座・新規事業体口座の確認・精査手続」『金融法務事情』1937号、2012.1.10, pp.29-33; KPMG ジャパン FATCA 検討チーム「既存顧客に対する確認手続（下）」『金融財政事情』65(22)、2014.6.9, pp.52-53; Department of the Treasury and IRS, “Regulations Relating to Information Reporting by Foreign Financial Institutions and Withholding on Certain Payments to Foreign Financial Institutions and Other Foreign Entities,” *Federal Register*, 79(44), 2014.3.6. <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2014-03-06/pdf/2014-03967.pdf>> を基に筆者作成。

- ① 特定米国人に該当する口座保有者の氏名（名称）、住所、米国納税者番号（Tax Identification Number: TIN）
- ② 口座保有者が米国人所有外国事業体（United States Owned Foreign Entity）⁽⁴⁹⁾に該当する場合は、当該事業体の実質的米国人所有者（Substantial United States Owner）⁽⁵⁰⁾の名称、住所、TIN
- ③ 口座番号
- ④ 口座残高⁽⁵¹⁾
- ⑤ IRS が別途定める場合を除き、総受取金額および当該口座からの引落金額または支払金額⁽⁵²⁾

(49) 1人以上の実質的米国人所有者を有する外国事業体のこと（内国歳入法第1471条d項第3号）。

(50) 法人の場合は、法人の10%超の議決権または株式価値を直接または間接的に保有する特定米国人、信託の場合は、グラントー・トラスト・ルール（内国歳入法第671条以下に規定）に基づき当該信託の一定部分の所有者として取り扱われる特定米国人、または当該信託の10%超の受益権を所有している特定米国人のこと（内国歳入法第1473条第2項）。

(51) 年末時点における残高を指す（IRS, “Supplemental Notice to Notice 2010-60 Providing Further Guidance and Requesting Comments on Certain Priority Issues Under Chapter 4 of Subtitle A of the Code,” *op.cit.*(35), p.35）。

(52) 利子・配当・その他の所得それぞれの総額、資産の売却や償還から生じる総収益の金額であり、所得の性質決定、金額決定においてはFFIが口座保有者への報告に用いる基準に基づいて決定することが容認されている（*ibid.*, p.36）。

(4) みなし遵守 FFI の範囲

FATCA では、FFI が IRS と FFI 契約を締結していなくても、一定の要件を満たしていれば FFI 契約を締結したと同様に取り扱われる場合がある（みなし遵守 FFI (deemed-compliant FFI)⁽⁵³⁾）。

みなし遵守 FFI になるためには、2011 年に公表された IRS 通達 (Notice 2011-34)⁽⁵⁴⁾において、米国民口座を含む非居住者口座を有しないこと等が条件とされ、地域顧客に特化した銀行、FFI グループ内の地域顧客に特化した FFI (地域型 FFI) 等が該当するものとされてきた。その後 2014 年に公表された米国財務省規則⁽⁵⁵⁾では、みなし遵守 FFI の適用範囲が拡大され (銀行のほかに証券会社、フィナンシャルプランナー等にも適用)、要件についても緩和されている。同規則では、みなし遵守 FFI を以下の 3 つに分類し、それぞれ要求される条件や義務について規定している⁽⁵⁶⁾。

(i) 登録型みなし遵守 FFI (registered deemed-compliant FFI)

IRS への登録が必要である。地域型 FFI、FFI グループに属する不参加 FFI⁽⁵⁷⁾、適格集団投資ビークル (投資を主な事業としており、集団投資を行う組織体として規制対象となっている FFI、投資ファンド) 等が該当する。このほか、米国政府と外国政府間の合意に基づき、みなし遵守 FFI の要件を遵守しているとされる FFI も含まれる⁽⁵⁸⁾。

(ii) 認証型みなし遵守 FFI (certified deemed-compliant FFI)

IRS への登録は不要だが、米国企業等の源泉徴収義務者に対して一定の文書を提出し、自らが認証型みなし遵守 FFI であることを証明する必要がある。地方銀行、退職年金基金、非営利団体、預金口座が 5 万ドル以下のみの FFI 等が該当する。

(iii) 所有者文書化済み FFI (owner-documented FFI)

IRS への登録は不要の投資ファンドであり、その米国人所有者が自ら証明を行うことを IRS が認めている FFI が該当する。銀行、証券会社、保険会社などの FFI グループには属さず、不参加 FFI と取引がなく、預金口座が 5 万ドル以下のみであることなどの要件を満たすほか、規定の書類を米国企業等の源泉徴収義務者に提出し、当該源泉徴収義務者が特定米国人に関する報告義務を負う。

みなし遵守 FFI に該当する場合は、当該金融機関はそもそも米国民口座や不参加 FFI の口座を保

⁽⁵³⁾ 内国歳入法第 1471 条 b 項第 2 号

⁽⁵⁴⁾ IRS, "Supplemental Notice to Notice 2010-60 Providing Further Guidance and Requesting Comments on Certain Priority Issues Under Chapter 4 of Subtitle A of the Code," *op.cit.*⁽³⁵⁾

⁽⁵⁵⁾ 26C.F.R. § 1.1471-5(f) (1) (i) (E), 1471-5(f) (2) (iii), (iv)

⁽⁵⁶⁾ 以下の分類は武井一浩ほか「米国 FATCA 法が金融実務に与える影響 第 8 回 FATCA の規制を受ける金融機関の範囲—最新規則案上の「みなし遵守 FFI」の範囲—」『金融法務事情』1943 号, 2012.4.10, pp.114-118; 古川武宏「FATCA 規則案における「みなし遵守 FFI」適用範囲の拡大と要件」『情報センサー』71 号, 2012.5, pp.16-19. <<http://www.shinnihon.or.jp/shinnihon-library/publications/issue/info-sensor/pdf/info-sensor-2012-05-07.pdf>> に基づく。

⁽⁵⁷⁾ FFI 契約を締結している金融グループに属するが、個別金融機関としては FFI 契約を締結していない外国金融機関 (内国歳入法第 1471 条 b 項)。

⁽⁵⁸⁾ FATCA の最終規則案の発表と同日に米国と欧州 5 か国 (フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、英国) による FATCA に関する共同声明 (Joint Statement) が公表された。この声明では米国と各国の間で FATCA 施行のための条約を締結し、各国当局が国内の金融機関から米国民情報を収集して米国に提供することとしている (II-2 (1) 参照)。

有していないため、米国企業等より受領する利子や配当などの源泉対象支払に対する 30% の源泉徴収義務を負う必要はなく、FATCA で求められる本人確認手続、米国民人口座情報の報告等は参加 FFI と比べて軽減される。

(5) 適格仲介者制度と比較した FATCA の特徴

FATCA は適格仲介者制度と比べて、特定米国人の所得の受益者情報がより詳細に IRS に報告される仕組みになっている。FATCA の特徴としては以下が挙げられる⁽⁵⁹⁾。

- ① 原則として、仲介人 (Intermediary) である金融機関のみを対象としている適格仲介者制度よりも広範囲に米国人の口座情報および外国事業体の実質的所有状況に対する報告義務の網をかぶせることが可能である。
- ② FFI 契約を締結した米国外金融機関に対して、源泉徴収可能な支払とは関係ない口座 (例えば米国外源泉所得しか得ていない口座) も含めて、すべての口座に対して米国民人口座を特定し、米国民人口座の情報を報告する義務を負わせている。
- ③ 適格仲介者制度よりも米国民人口座について報告すべき内容が拡充されている (口座の受取金額、引落金額、口座残高も報告事項となっている)。
- ④ 外国事業体の背後に存在する米国人について報告される (報告が要求されるのは個人口座だけでなく、外国事業体の口座も含まれており、この場合、実質的米国人所有者について IRS に報告することになる)。
- ⑤ FFI 契約に基づいて報告される口座は、FFI グループに含まれる金融機関の口座も含まれる。このため、米国民人口座を特定しなくてはならない口座数、報告対象となる口座数は適格仲介者制度と比べて膨大な量になる。
- ⑥ FFI 契約を締結している米国外金融機関が、FFI 契約を締結していない米国外金融機関 (不参加 FFI) や IRS に対して情報提供を行わない非協力口座保有者に対してパススルー支払を行う場合は、原則としてこれらの金融機関等に支払う金額のうち、30% の源泉徴収を行い、その額を IRS に納付する義務が課せられている。この措置は、不参加 FFI に FFI 契約を締結させたり、非協力口座保有者に口座情報の提供を促進させたりする狙いがあるといえる。

II FATCA の適用に対する各国の対応

FATCA の成立により、各国は FATCA 対応が必要となった。特に、不参加 FFI に対し、米国源泉所得に起因する支払について 30% の源泉徴収を課す等の行為は、米国外金融機関の本国 (または米国以外の活動地域) では違法とされる可能性があった⁽⁶⁰⁾。このような状況下で、各国では、民間企業である金融機関から米国の税務当局が直接情報を取得する仕組みではなく、米国と各国が政府間協定 (Inter-Governmental Agreement: IGA) を締結することで FATCA の直接適用を避ける動きが広がっている。

⁽⁵⁹⁾ 田中 前掲注(18), pp.352-356.

⁽⁶⁰⁾ 日本の場合は、米国人個人口座に関する情報の年次報告が、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)に抵触するか、という点が問題になった。

1 FATCA 適用のモデルケース

米国と各国間の政府間協定は、2つのモデルに分類されている。二国間政府協定の基本的な構成においては、「協定本文」としてモデル1とモデル2の2つのパターンがあり、「付属書1」は両モデルで共通、「付属書2」は各国との交渉を踏まえた個別の内容となっている。

(1) モデル1

モデル1では、相互（モデル1A）⁽⁶¹⁾または一方的（モデル1B）⁽⁶²⁾に口座情報に係る課税当局間での情報提供が行われることを前提として、米国外金融機関が自国の税務当局に対して口座情報を提供することにより FATCA 適格性が得られる（みなし遵守 FFI とされる）こととされている。モデル1を選択した国は自国の金融機関から税務当局への情報提出義務を課す国内法を整備する必要が生じる。当該国の金融機関は個別に IRS と FFI 契約を結ぶ必要はないが、IRS に登録する必要がある。

(2) モデル2

モデル2⁽⁶³⁾では、米国外金融機関は直接任意に IRS に米国人等保有口座の報告を行い、米国と各国間の租税条約に基づく情報交換によりこれを補完する形となっている。したがって、モデル1と同様に、モデル2を選択した国の金融機関は個別に IRS と FFI 契約を結ぶ必要はないが、IRS に登録を行う必要は生じる。

2 各国・地域の対応

米国財務省によれば、モデル1形式を選択して米国と共同声明を公表した国・地域は、2014年12月現在で欧州各国を中心に98の国・地域である。一方、モデル2形式を選択した国・地域は日本を含めて14の国・地域である。⁽⁶⁴⁾

(1) 欧州諸国の対応

欧州5か国（フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、英国）は、自国の金融機関の懸念に対処し、FATCA を遵守する上での事務負担を軽減するため、2012年2月8日に米国と共同声明⁽⁶⁵⁾を発出した。具体的には、欧州5か国の税務当局は、自国の法令⁽⁶⁶⁾に基づき FATCA が求める米国民口座の個別情報を金融機関から取得し、米国との租税条約の情報交換規定に基づいて毎年まとめて自動的に IRS に提供することとした。一方で、IRS は米国内の金融機関が保有する欧州5か国居住者の口

(61) *Model 1A IGA Reciprocal, Preexisting TIEA or DTC*, 2014.6.6. <<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/treaties/Documents/FATCA-Reciprocal-Model-1A-Agreement-Preexisting-TIEA-or-DTC-6-6-14.pdf>>

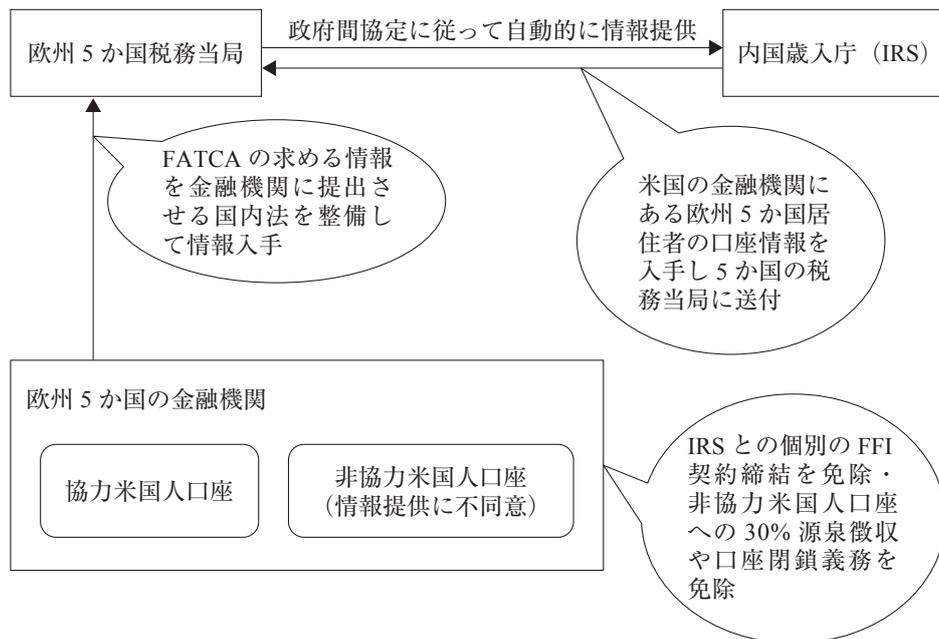
(62) *Model 1B IGA Nonreciprocal, Preexisting TIEA or DTC*, 2014.6.6. <<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/treaties/Documents/FATCA-Nonreciprocal-Model-1B-Agreement-Preexisting-TIEA-or-DTC-6-6-14.pdf>>

(63) *Model 2 IGA Preexisting TIEA or DTC*, 2014.6.6. <<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/treaties/Documents/FATCA-Model-2-Agreement-Preexisting-TIEA-or-DTC-6-6-14.pdf>>

(64) Department of the Treasury, "Fatca-Archive." <<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/treaties/Pages/FATCA-Archive.aspx>> モデル1を選択した国・地域の多くは相互に情報提供を行う方式（モデル1A）を選択している。モデル2を選択した主な国・地域は日本、スイス、オーストリア、バミューダ諸島、香港等である。

(65) Department of the Treasury, "Joint Statement from the United States, France, Germany, Italy, Spain and the United Kingdom regarding an Intergovernmental Approach to Improving International Tax Compliance and Implementing FATCA." <<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/treaties/Documents/FATCA-Joint-Statement-US-Fr-Ger-It-Sp-UK-02-07-2012.pdf>>

図6 欧州5か国（フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、英国）の米 FATCA への対応



(出典) 財務省「税制調査会（国際課税 DG ③）[自動的情報交換について]」（税制調査会第3回国際課税ディスカッショングループ資料）2014.4.4. 内閣府 HP <http://www.cao.go.jp/zei-cho/gjijiroku/discussion1/2014/_icsFiles/afiefieldfile/2014/04/03/26dis13kai8.pdf> を基に筆者作成。

座情報を入手し5か国の税務当局に送付することとなった。つまり、これら5か国の税務当局とIRSは、相互に税務情報を交換する仕組みを締結したことになる。さらに、これらの5か国に所属する金融機関は、IRSとの間で個別のFFI契約を締結せずに、米国側からの当該金融機関に対する支払がFATCA上の源泉徴収の対象から免除される⁽⁶⁷⁾（登録型みなし遵守FFIとされる）ことになった。この欧州5か国と米国との共同声明で示された政府間協定の枠組みの考え方は、米国財務省が発表したモデル1に採用されている（図6）。

(2) 日本の対応

(i) FATCAを日本に適用する場合の問題点

日本国内の金融機関がFATCAの規定に基づきIRSとFFI契約を締結する場合には、次に示すような問題点が挙げられていた。すなわち、①IRSとのFFI契約に基づき、特定米国人等の口座情報（氏名、住所、米国納税者番号、口座番号、口座残高等）を確認し、IRSに報告することに対して、口座保有者の同意が得られない場合は、個人情報保護法の規定に抵触するおそれがある、②FATCAでは、IRSへの報告に非協力口座保有者が当該金融機関に保有している金融所得に対して、当該金融機関が源泉徴収義務者として30%の源泉徴収課税を行うとしているが、我が国の国内法上の根拠がないため、当該口座保有者からの訴訟リスクがある、③非協力口座保有者の当該口座を閉鎖した場合の訴訟リスクがある、④不参加FFIは、米国企業等から受け取る米国源泉支払に対してIRS

⁽⁶⁶⁾ 欧州5か国はFATCAの求める特定米国人の口座情報等を金融機関に提出させるため、自国の法令を整備する必要がある（渡辺裕泰「浅川雅嗣・財務省総括審議官に聞くOECDにおける最近の議論—BEPSを中心に」『国際税務』34(1), 2014.1, pp.59-60）。2015年2月現在、英国、ドイツ、フランス、スペインでは国内法が成立している。イタリアは法案準備中である。

⁽⁶⁷⁾ 武井ほか 前掲注(56), p.117.

により 30% の源泉徴収が課されることによって、事実上米国市場から撤退せざるを得ない、等の点である⁽⁶⁸⁾。

上記の問題点のうち、①について、我が国の個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することが原則として禁じられている（第 23 条第 1 項）。ただし、「法令に基づく場合（同項第 1 号）」、「人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（同項第 2 号）」等に限り、例外的に第三者提供が許容されている。ここでいう「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報のことであり、FFI 契約に基づき IRS に報告することが求められる情報は、個人情報保護法にいう「個人データ」に該当する。外国人の個人情報も、個人情報保護法の対象となると一般的に考えられている⁽⁶⁹⁾。一方、同項第 1 号でいう「法令」には外国の法令は含まれないと解されている⁽⁷⁰⁾。したがって、この解釈が変更されない限り、FATCA の適用は個人情報の第三者提供の例外には該当しないと考えられる。

IRS は、日本の金融機関とその顧客との関係においては「第三者」に該当するため、日本の金融機関が FFI 契約に基づき米国人口座に関する一定の情報を IRS に報告する場合は、情報主体（米国人顧客）から、あらかじめその旨の同意を取得する必要がある。米国当局に報告する当該口座情報は、口座残高や口座におけるグロスの受取額や引出額、支払額まで含まれるが、これらの情報は守秘性が比較的高いものであり、第三者への情報開示による情報主体のプライバシーの利益との比較から、情報提供のための条件は厳格に解釈すべきと考えられている⁽⁷¹⁾。

つまり、FFI 契約を締結する日本の金融機関にとっては、個人情報保護法との法的調整が明確に行われたい限り、FATCA の規定により求められる口座情報の報告義務を充足できないという状況が生じていた。

(ii) 米国との交渉経緯

日本の関係当局（財務省、金融庁、国税庁）は、2012 年 6 月 21 日、FATCA について、前項で挙げたような問題点を解決するため、既存の租税条約や国内法を活用して、FATCA に対応する旨米国当局と大枠で確認し、今後具体的な対応を検討するためにさらなる協議を行うという趣旨の声明を米国と共同で公表した⁽⁷²⁾。日米共同声明で確認された枠組みの概要は以下のとおりである⁽⁷³⁾。

- ① 日本の金融機関は FATCA で必要とされている FFI 契約の締結を不要とし、IRS のウェブサイト上で FFI 登録を事前に行う。

(68) 堀本博靖・高山菜月「外国口座税務コンプライアンス法と日米当局声明について」『金融財政事情』64(27), 2013.7.15, pp.32-35.

(69) 金融庁「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成 25 年 3 月 19 日金融庁告示第 11 号）p.2. <<http://www.fsa.go.jp/common/law/kj-hogo/01.pdf>>

(70) 金融庁「「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（案）への意見一覧」2014.12.28, p.2. <<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/f-20041228-4.pdf>> のうち 8 の回答を参照。

(71) 武井一浩ほか「米国 FATCA 法が金融実務に与える影響 第 6 回 米国人口座に関する情報の年次報告」『金融法務事情』1939 号, 2012.2.10, pp.6-9.

(72) 「FATCA 実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みに関する米国及び日本による共同声明（仮訳）」金融庁 HP <<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20120621-1/02.pdf>> 以下、「日米共同声明」という。

(73) 堀本・高山 前掲注(68); 武井一浩ほか「米国 FATCA 法が金融実務に与える影響 第 11 回 日米共同声明」『金融法務事情』1951 号, 2012.8.10, pp.90-93.

- ② 登録した金融機関は、米国民口座を特定するため、口座情報を検索する。
- ③ 検索された米国民口座保有者が IRS への情報提供に同意した場合は、当該金融機関はその個別情報を IRS へ報告する。
- ④ 検索された米国民口座保有者が IRS への情報提供に同意しなかった場合は、当該金融機関は個別情報を送付せず、そのような非協力口座の総数・総額を IRS に報告する。
- ⑤ 非協力口座の総数・総額の報告を受けた IRS は当該報告を精査の上、必要に応じて現行の日米租税条約⁽⁷⁴⁾第 26 条に基づき、当該非協力口座の情報提供を日本の国税庁に要請する。
- ⑥ 要請を受けた国税庁は、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」(平成 26 年法律第 10 号)第 9 条に基づき、国内金融機関に対して口座情報等の提出を求めて入手の上、IRS へ情報提供を行う。

この日米共同声明により、FATCA 導入に際して問題となっていた点の多くが解消される見通しとなったと考えられる⁽⁷⁵⁾。

日米共同声明の公表後、日本の当局はこれを具体化するための日米当局間の取決めの作成に向けて、米国財務省と交渉を進め、2013 年 6 月 11 日に「国際的な税務コンプライアンスの向上及び FATCA 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」(以下「日米当局間声明」という。)⁽⁷⁶⁾を公表した。

日米当局間声明では、日米当局が租税に関する相互支援に関し長年にわたる緊密な関係を有し、その関係を深めることで国際的な税務コンプライアンス向上を希望すること、FATCA 実施円滑化のための政府間協力は、多くの課題に対処し、日本国内の金融機関のため、負担を軽減すると想定されることが表明されている。その上で、同声明はモデル 1 と異なり、両国に何らの法的義務も創設しない(国内法の整備を行う必要はない)ことを明確化している⁽⁷⁷⁾。この点については、日米当局間声明特有のものであり、日本の金融機関の法令遵守の姿勢等に対する信頼や、日米当局の信頼関係に基づき実現されたものである、という指摘がある⁽⁷⁸⁾。

(74) 「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」(平成 16 年条約第 2 号)。なお、2013 年 1 月 25 日に現行の租税条約の一部を改正する議定書が署名され、6 月 17 日に国会で承認された。同議定書は第 26 条の情報交換条項について、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関や受託者が有する情報であることのみを理由として、情報の提供を拒否することが認められるものではない、とされた(財務省「アメリカ合衆国との租税条約を改正する議定書が署名されました」2013.1.25. <http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/250125us.htm>)。

(75) 全国銀行協会は、日米共同声明について 2012 年 6 月 22 日に公表した声明で「今回の「共同声明」については FATCA における国内法等への抵触懸念への対処として、大変意義があるものと認識しており、強く賛意を表明します」と述べている(「FATCA 実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みに関する米国及び日本による共同声明」について <<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/news/detail/nid/3223/>>)。

(76) 「国際的な税務コンプライアンスの向上及び FATCA 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明(仮訳)」2013.6.11. 金融庁 HP <<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20130611/02.pdf>>

(77) 「日米当局間声明」第 1 節 1.(x)では、「FFI 要件」は「この声明と整合するもの」とであると規定されている。したがって、日本の金融機関は、内国歳入法第 1471 条 b 項の必要事項のうち、日米当局間声明と整合しないことを実施する必要はない(例えば邦銀が非協力口座に対する源泉徴収や口座閉鎖を行うことは求められない)。なお、同声明の第 3 節 2. では、「不同意米国民口座に関する規定の適用停止」を規定している。

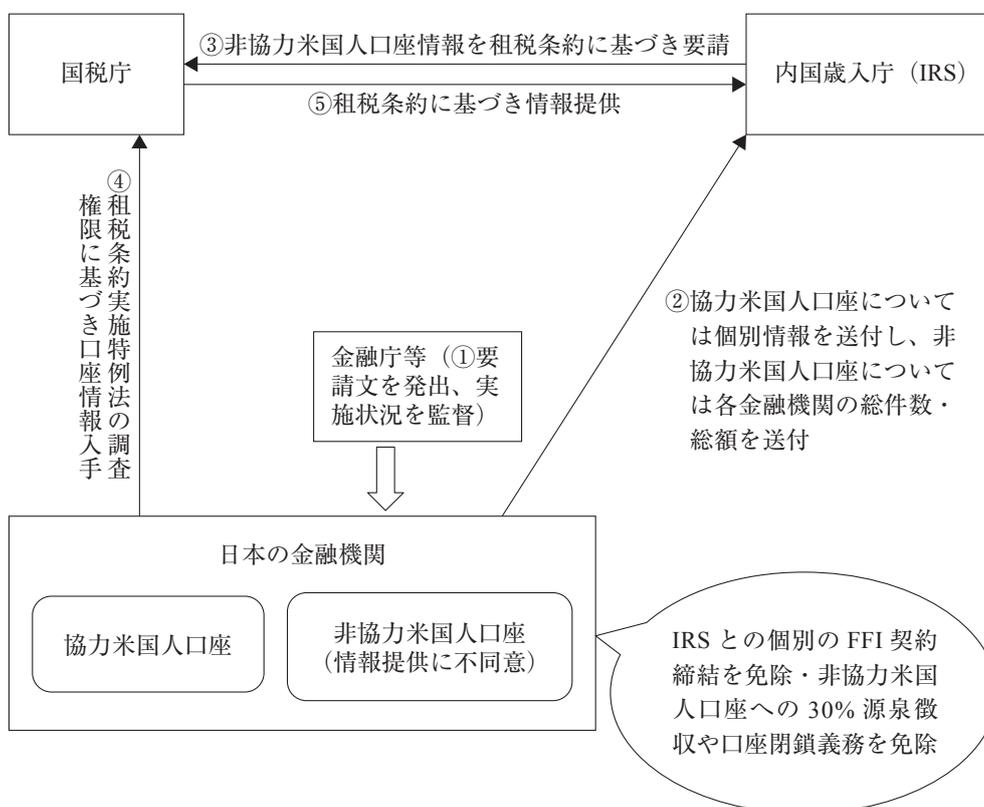
(78) 堀本・高山 前掲注(68), pp.34-35. この点については、日米当局間声明の前文でも「長年の緊密な二国間関係」について触れている。

(iii) 日本の金融機関の FATCA 対応

日本の金融機関は、前項で挙げられた日米共同声明と日米当局間声明に基づき、FATCA の運用開始に向けて、以下に記した対応を進めることとされた (図7)⁽⁷⁹⁾。

- ① 金融機関内の責任者の任命や社内規定の策定などの体制構築
- ② IRS のウェブサイトへの FFI 登録 (2014 年 4 月 25 日まで)
- ③ 個人・法人顧客の新規口座と一定の既存口座について特定米国人の保有する口座であるか否かの判定の実施 (新規口座は 2014 年 7 月 1 日以降に開設される口座、既存口座は 2014 年 6 月 30 日までに存在する口座について実施⁽⁸⁰⁾。報告対象口座の判定は、2014 年 7 月 1 日から開始することが求められていた。)
- ④ 該当する口座情報の IRS への報告 (2015 年 1 月から口座保有者名・納税者番号等の基礎情報の報告が開始され、2016 年 1 月からは所得情報の報告を行うことが求められていた。)

図7 日本の米 FATCA への対応



(出典) 財務省「税制調査会 (国際課税 DG ③) [自動的情報交換について]」(税制調査会第 3 回国際課税ディスカッショングループ資料) 2014.4.4. 内閣府 HP <http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/discussion1/2014/_icsFiles/afiedfile/2014/04/03/26dis13kai8.pdf> に基づき筆者作成。

⁽⁷⁹⁾ なお、米国財務省は、2013 年 7 月に、FATCA の運用開始を 6 か月延期する旨を発表した (詳細は後述)。

⁽⁸⁰⁾ 個人口座については、資産残高 100 万ドル超の「高額口座」は 2015 年 6 月 30 日までに、同 5 万ドル超 100 万ドル以下の「低額口座」と同 25 万ドル超の法人口座は 2016 年 6 月 30 日までに、米国人保有口座の是非を特定する必要があった。したがって、すべての既存口座について、米国民口座の確認手続は 2016 年 7 月までに完了することが求められていた。

Ⅲ FATCA の現状と多国間の税務情報交換の動向

1 FATCA の適用延期と諸規則の変更

米国財務省と IRS は、2013 年 7 月 12 日に 2014 年の年初から実質的に施行する予定であった FATCA の適用の 6 か月延期を公表した (Notice 2013-43)⁽⁸¹⁾。同省の声明によると、延期の背景には、各国政府から、政府間協定の締結、さらに当該国の金融機関における米国人情報の取得・報告のためのシステム構築のためには、当初の期限では間に合わないとの懸念が表明されたことがある、とされている⁽⁸²⁾。また、各国の金融機関や欧州の金融機関グループなどからも、FATCA の規制を運用するためには、特にクロスボーダー取引や金融デリバティブ取引の把握にコストがかかりすぎることや対象範囲が広すぎることに批判の声が上がっていた⁽⁸³⁾。

FATCA の導入が 6 か月延期になったことに伴い、FATCA 導入のための報告期限や政府間協定等はおおむね 6 か月期限が延長された。我が国の対応としては、2013 年 12 月 16 日に日米当局間声明を修正した声明 (追加的声明) を公表し、FATCA 導入に関する新たなタイムラインを示している⁽⁸⁴⁾。半年間の導入延期により、FATCA の全面施行は 2014 年 7 月 1 日となった。

その後、米国財務省と IRS は、2014 年 3 月 6 日付の官報で最終暫定規則 (Final and Temporary Regulations)⁽⁸⁵⁾ を公表した。これらの規則は、米国内国歳入法第 3 章と第 61 章の下での情報報告と源泉徴収に関するルールを調和させることを意図したものであり、米国財務省規則 (TD9610)⁽⁸⁶⁾ に 50 以上の修正を加えている⁽⁸⁷⁾。2014 年 10 月 10 日には、FATCA に基づく情報開示および源泉徴収の規定を変更・調整するために最終暫定規則の修正版を発表した (Notice 2014-59)⁽⁸⁸⁾。

(81) IRS, "Revised Timeline and Other Guidance Regarding the Implementation of FATCA," Notice 2013-43, 2013.7.12. <<http://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-13-43.pdf>>

(82) Department of the Treasury, "Treasury Engaging with More than 80 Countries to Combat Offshore Tax Evasion and Improve Global Tax Compliance," 2013.7.12. <<http://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/jl2012.aspx>>; 生田ひろみほか「外国口座税務コンプライアンス法導入の 6 か月延期について」『金融財政事情』64(30), 2013.8.12, pp.28-32.

(83) Lynnley Browning, "Foreign Banks Win New Delay in Tax Evasion Rule," *New York Times*, 2013.7.12. <<http://dealbook.nytimes.com/2013/07/12/foreign-banks-win-new-delay-in-tax-evasion-rule/>>

(84) 「国際的な税務コンプライアンスの向上及び FATCA 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明の一部を修正する追加的声明 (仮訳)」2013.12.18. 財務省 HP <http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/251216fatca_b.pdf>; 「FATCA (外国口座税務コンプライアンス法) —今年 7 月の制度開始に向けて準備が進む—」『金融財政事情』65(3), 2014.1.20, pp.28-29.

(85) Department of the Treasury and IRS, "Regulations Relating to Information Reporting by Foreign Financial Institutions and Withholding on Certain Payments to Foreign Financial Institutions and Other Foreign Entities," *Federal Register*, 79(44), 2014.3.6. <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2014-03-06/pdf/2014-03967.pdf>>; *idem*, "Withholding of Tax on Certain U.S. Source Income Paid to Foreign Persons, Information Reporting and Backup Withholding on Payments Made to Certain U.S. Persons, and Portfolio Interest Treatment," *Federal Register*, 79(44), 2014.3.6. <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2014-03-06/pdf/2014-03991.pdf>>

(86) Department of the Treasury and IRS, *op.cit.*(82)

(87) KPMG 「情報報告、源泉徴収に係る規則を正式に公表」<<http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/news/fatca/Pages/fatca-news-20140418.aspx>>

(88) IRS, "Modified Applicability Dates of Certain Provisions Under Chapters 3 and 61," Notice 2014-59, 2014.10.10. <http://www.irs.gov/file_source/pub/irs-drop/n-14-59.pdf>

2 FATCA の適用状況

FATCA は、前述のとおり 2014 年 7 月 1 日から施行となった。2015 年 1 月現在、IRS のサイトに FFI の登録をした金融機関は世界中で 10 万以上にのぼり、そのうち日本の金融機関は 3,624 を数える。登録する金融機関は、銀行などの預金取扱金融機関だけでなく、信託会社、保険会社、投資事業組合やファンドも含まれる。これらの金融機関は、2014 年 7 月 1 日以降に新規に開設する口座について FATCA に基づく米国民口座の特定手続を実施している。

各国の金融機関はそれぞれの国が米国と締結した二国間協定に基づいて米国民口座の特定手続を実施している。二国間協定には国内法を整備して対応するモデル 1 と、国内法を整備を行わないモデル 2 があるが、多くの国はモデル 1 を選択している。日米共同声明はモデル 2 であることから、日本の金融機関は国内法整備が行われない中、同声明だけでなく、FFI 契約と一連の通達 (Notice) にも準拠した対応が必要となっている⁽⁸⁹⁾。この点については、「日本の執行当局が… (中略) …国際標準での対応に踏み込まず、自国金融機関等に不確実性と負担がより大きいであろう仕組み (モデル 2) を選択した理由が問われるべきである」という指摘がある⁽⁹⁰⁾。

3 OECD、G20 における自動的情報交換に向けた動き

(1) OECD の「自動的情報交換」導入の動向

OECD 加盟国の多くは FATCA の適用に際して、米国とモデル 1 に基づく政府間協定 (IGA) を締結している。協定を結んでいる各国の金融機関は自国の法令に基づき自国の税務当局に対して必要な情報を提出し、税務当局は米国との協定に従って自動的に米国に情報を提供する方法を選択している。この場合、米国当局も同様に米国内の金融機関にある各国居住者の口座情報等を入手して各国の税務当局に送付する。FATCA をきっかけに、金融口座情報等の「自動的情報交換」⁽⁹¹⁾の仕組みについて、米国との間だけでなく、多国間に拡大する動きが生じている。OECD 租税委員会は、「自動的情報交換」の導入のための国際基準の策定に着手している。これは、非居住者等が保有する口座情報を税務当局間で交換し、国際的な脱税の防止・取締りに活用することを狙いとしたものである。

2013 年 9 月にサンクトペテルブルクで行われた G20 サミットでは、OECD による国際基準の策定が支持されるとともに、2014 年半ばまでにそのための技術的様式を完成させることを期待する、という主旨が首脳宣言に盛り込まれた⁽⁹²⁾。これを受けて OECD 租税委員会では、2014 年 1 月の本会合において自動的情報交換の共通報告基準 (Common Reporting Standard: CRS. 以下「CRS」という。) を承認し、同年 2 月に公表した⁽⁹³⁾。さらに租税委員会は作業を進め、7 月には自動的情報交換の実

⁽⁸⁹⁾ 前田幸作「外国口座税務コンプライアンス法施行後の状況と実務上の課題」『金融財政事情』65(42), 2014.11.10, pp.30-36.

⁽⁹⁰⁾ 一高龍司「所得課税に係る情報交換を巡る動向とその含意」『租税法研究』42号, 2014.6, pp.37-39. 一方で、モデル 2 を選択したことについて、日米両国に何らの法的義務も創設しないことは、日米当局の信頼関係に基づき実現したという点を評価する声もある (堀本・高山 前掲注68, pp.34-35)。

⁽⁹¹⁾ 各国の税務当局が連携し税務情報を交換する取組は、FATCA の成立以前から行われている。我が国では、租税条約等に基づき、「要請に基づく情報交換」、「自発的情報交換」および「自動的情報交換」について、積極的な実施に努めている (「平成 25 事務年度における租税条約等に基づく情報交換実績の概要」2014.11. 国税庁 HP <https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2014/joho_kokan/pdf/joho_kokan.pdf>)。

⁽⁹²⁾ 「G20 サンクトペテルブルク・サミット 首脳宣言 (仮訳)」2013.9.6. 外務省 HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page3_000373.html>

⁽⁹³⁾ OECD, “Standard for Automatic Exchange of Financial Account Information,” 2014.2.13. <<http://www.oecd.org/ctp/exchange-of-tax-information/automatic-exchange-financial-account-information-common-reporting-standard.pdf>>

施細目を明らかにした⁽⁹⁴⁾。これらは2014年9月にケアンズで行われたG20財務相・中央銀行総裁会合で取り上げられ、11月にブリスベンで行われたG20サミットの首脳宣言で合意された⁽⁹⁵⁾。同宣言の中で、G20各国は、自動的情報交換のための実施細目を承認した上で、「所要の法制手続の完了を条件として、2017年または2018年末までに、…(中略)…自動的情報交換を開始する」とされている。

OECDによる税に関する自動的情報交換制度(以下「OECD制度」という。)には、2014年11月現在、OECD加盟国およびG20各国のほか、香港、シンガポール、スイスなどの国際金融センターや、マン島、ケイマン諸島などいわゆる「タックスヘイブン」も加えた97の国・地域が参加を表明している⁽⁹⁶⁾。参加国・地域は自動的情報交換の開始時期によって2つのグループに分かれており、早期導入グループは2017年1月からの導入を目指し、導入後の最初の情報交換を2017年9月までに実施するとしている⁽⁹⁷⁾。後発グループは2018年1月の実施を目指しており、日本は後発グループである。なお、2015年4月現在、米国は参加していない。

(2) OECDによる自動的情報交換制度の概要

OECD制度におけるCRSの内容は、以下のとおりである⁽⁹⁸⁾。

- ① 各国の税務当局は、それぞれ自国の金融機関(銀行、証券会社、信託会社、保険会社等)から非居住者(個人・法人等)の口座情報⁽⁹⁹⁾を報告させ、非居住者の各居住国・地域の税務当局に対して年1回まとめて提供し合う。
- ② 金融機関は、CRSに定められた手続(due diligence)に従って口座保有者の居住地国・地域を特定し、報告すべき口座を選別する。

OECD制度は、FATCAの仕組み(モデル1)を参考にしているが、いくつかの点で相違がある。FATCAでは個人口座については口座残高が5万ドル以下の場合は報告不要であったが、OECD制度ではすべての口座について報告対象となっている。このため、同制度では金融機関の事務負担を減らすため、残高100万ドル以下の口座はシステムの検索など簡易な方法での確認を認める、としている。一方で、100万ドル超の口座は、営業担当者への聞き取りや保存書類の確認など、より詳細な作業を金融機関に求めている⁽¹⁰⁰⁾。

また、OECD制度では、情報提供が行われるのは各国の「非居住者(情報を受け取る国にとっては居住者)」が保有する口座についてである。FATCAでは、米国は米国居住者だけでなく、米国籍を

⁽⁹⁴⁾ OECD, *Standard for Automatic Exchange of Financial Information in Tax Matters*, Paris: OECD, 2014. <<http://www.oecd.org/tax/exchange-of-tax-information/standard-for-automatic-exchange-of-financial-information-in-tax-matters.htm>>

⁽⁹⁵⁾ 「G20 ブリスベン・サミット 首脳コミュニケ(仮訳)」2014.11.16. 外務省 HP <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000059842.pdf>>

⁽⁹⁶⁾ OECD, “AEOI: Status of Commitments,” 2015.3.18. <<http://www.oecd.org/tax/transparency/AEOI-commitments.pdf>>

⁽⁹⁷⁾ OECD, “Multilateral competent authority agreement,” 2014.10.29. <<http://www.oecd.org/ctp/exchange-of-tax-information/multilateral-competent-authority-agreement.htm>>

⁽⁹⁸⁾ 財務省「税制調査会(国際課税DG③)[自動的情報交換について]」(税制調査会第3回国際課税ディスカッショングループ資料)2014.4.4. 内閣府 HP <http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/discussion1/2014/_icsFiles/afifieldfile/2014/04/03/26dis13kai8.pdf>

⁽⁹⁹⁾ 口座保有者の氏名・住所、納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等。

⁽¹⁰⁰⁾ 「OECD、共通報告基準を公表」『ニッキン』2014.2.21;「口座情報を毎年交換 海外居住者の税逃れ防ぐ」『日本経済新聞』2014.7.31.

保有する者および米国永住権を持つ者の口座についても情報提供を求めており、FATCAの方が、より対象者が広がっている。

(3) 日本の対応

OECD制度は、G20 プリスベンサミットの首脳宣言にもあるように、各国に同制度の導入のための国内法整備を求めている。日本は、FATCAの対応において、新たな立法措置等による対応の選択をせず、既存の法制度の枠内で対応したために、いわば国内法整備を先送りしたような状況となっていた。このため、同制度に参加するために、平成27(2015)年1月14日に閣議決定された平成27年度税制改正の大綱において、「BEPSプロジェクト等の国際的取組を踏まえ、国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和に向けた税制上の措置を講ずる」とし、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の整備」を行うとしている⁽¹⁰¹⁾。政府は、平成30(2018)年1月1日から自動的情報交換制度を開始するために、平成27年の第189回通常国会に関連法案を提出し、成立させている⁽¹⁰²⁾。

金融機関は、既に運用されているFATCAに基づく米国民口座を特定するための手続や報告義務に加えて、今後はOECD制度の適用に向けた対応も求められることとなる。この点に対し、全国銀行協会の平野信行会長は、記者会見で「OECDの枠組みは、FATCAよりもさらに負荷の大きいものである」と指摘し、「FATCAとの平仄を極力合わせるという観点も含めた実務面での配慮」を要望している⁽¹⁰³⁾。また、FATCAは米国の法律であり、日本の金融当局の検査対象にならないとの見方もあるが、CRSに対応するために国内法の整備が進むと、金融当局の検査対象になる可能性が強く、金融機関の負担はさらに大きくなるものと考えられる⁽¹⁰⁴⁾。一方で、国内法の整備に際しては、OECD制度の共通報告基準であるCRSで用いられている概念は日本国内の法制を前提としたものではないことから、CRSと国内制度との間の概念整理が必要となる可能性も高い⁽¹⁰⁵⁾。

おわりに

既に運用が始まっている米国のFATCAに対しては、「米国による一方的な措置である」という意見⁽¹⁰⁶⁾や「各国政府や金融機関に過大な負担となる」という批判⁽¹⁰⁷⁾がある一方で、「政府間協定等を通じた国際的な伝播により、国際的な自動情報交換体制に関する議論を大きく促進する触媒と

⁽¹⁰¹⁾ 「平成27年度税制改正の大綱」(平成27年1月14日閣議決定) 財務省 HP <http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/20150114taikou.pdf>

⁽¹⁰²⁾ 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)

⁽¹⁰³⁾ 全国銀行協会「平野会長記者会見(三菱東京UFJ銀行頭取)」2014.11.13. <<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/news/conference/detail/nid/3827/>>

⁽¹⁰⁴⁾ 「金融界、租税回避防止で負担増 FATCA 開始も課題が山積」『ニッキン』2014.11.21.

⁽¹⁰⁵⁾ 伊藤 前掲注(6), pp.74-75.

⁽¹⁰⁶⁾ “FATCA’s flaws,” *Economist*, 2014.6.28. <<http://www.economist.com/news/leaders/21605907-americas-new-law-tax-compliance-heavy-handed-inequitable-and-hypocritical-fatcas-flaws>>

⁽¹⁰⁷⁾ 国際銀行協会連合会(International Banking Federation)は、FATCAの成立時に2010年7月29日付で意見書を米国財務省およびIRSに送付したが、その中で「FFIのコンプライアンスコストは極めて過大な負担となる」旨を指摘している(International Banking Federation, “IBFed’s Recommendation to US Authorities on the Foreign Account Compliance Tax Act (FATCA),” 2010.11.24. <<http://www.ibfed.org/archived-news/ibfeds-recommendation-to-us-authorities-on-the-foreign-account-compliance-ta>>).

なった」と評価する声もある⁽¹⁰⁸⁾。米国は OECD の自動情報交換制度に現時点で不参加であるにもかかわらず、欧州各国の当局者は、米国の FATCA の取組を「先駆者」として評価している⁽¹⁰⁹⁾。

我が国は FATCA の適用に際し、モデル 2 を選択している。今後 OECD の自動情報交換制度を国内に適用するに際し法整備が求められていることに伴い、FATCA における情報交換についてもモデル 1 の協定を締結し直すことが考えられる⁽¹¹⁰⁾が、現時点では日本の当局の対応は明らかになっていない。モデル 1 への移行は、金融業界から「モデル 2 による実務が進展している中で、それを途中で変えるのは負担が大きい」という意見もあり、詳細な議論が不可欠とみられる⁽¹¹¹⁾。現在は、経済のグローバル化が進み、ヒト・モノ・カネは容易に国境を越えて移動できる。一方で、国家の課税権の行使は、その主権が及ぶ範囲に限られるため、適切な課税を行うために必要な情報が、自国の主権の及ばない地域に存在することも生じる。したがって、そうした情報を取得する体制整備は、脱税および租税回避を防止し、適切な課税を行う観点から非常に重要な課題といえよう⁽¹¹²⁾。我が国は、今後も国際的な脱税・租税回避に対する米国をはじめとする各国政府や国際機関の取組とその動向を注視し、それらに適切に対処していく必要がある。

(しげた まさみ・総務部人事課)

(本稿は、筆者が財政金融課在職中に執筆したものである。)

(108) 吉村 前掲注(26), pp.538-540.

(109) “Nations Sign Pact to Share Data to Fight Tax Evasion,” *New York Times*, 2014.10.29. <http://www.nytimes.com/2014/10/30/business/international/nations-sign-pact-to-share-data-to-fight-tax-evasion.html?_r=1>

(110) 吉井一洋・是枝俊悟「国際租税回避への対応と金融証券取引」『大和総研調査季報』17号, 2015. 新春, p.88.

(111) 吉田豊「2015年度の税制改正で一部手当が見込まれる BEPS 対応」『金融財政事情』65(44), 2014.11.24, pp.16-21.

(112) 伊藤 前掲注(6), pp.58-60.